

田尻町告示第 17 号

振動規制法に基づく地域の指定

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、田尻町域（ただし、関西国際空港の敷地を除く）を指定し、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美